

第2次刈谷市環境基本計画

平成27年度～平成36年度

概要版

持続可能な環境を
みんなで紡ぐ
産業文化都市



第2次刈谷市環境基本計画について

計画策定の趣旨

本市では、平成17年3月に、本市が将来にわたって持続的に発展できるよう、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年度から26年度を計画期間とする「刈谷市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきました。

その結果、本市の環境は全般的に改善傾向にあります。騒音やごみの不法投棄といった身近な問題から地球温暖化や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、引き続き解決に取り組む必要のある課題も多くあります。また、地球温暖化や生物多様性に関する国内外の取組の進展、東日本大震災の発生等、本市を取り巻く環境・社会・経済の情勢は大きく変化しています。

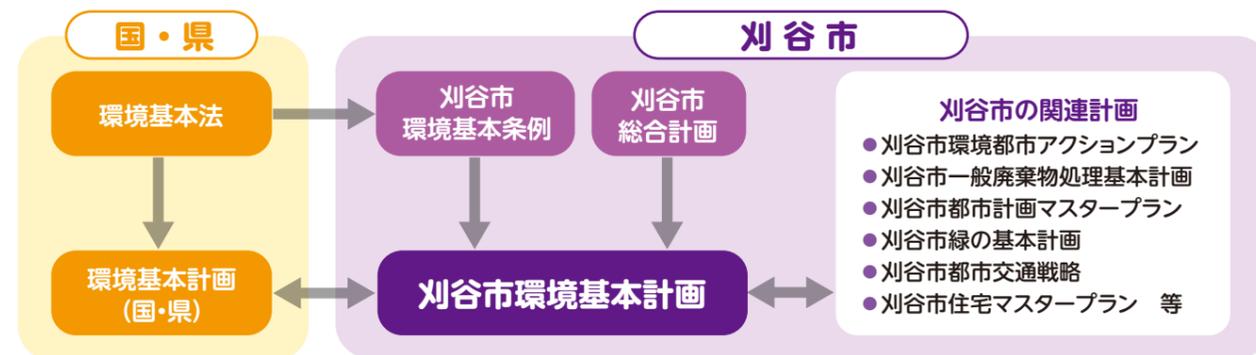
こうした変化に対応し、各取組の更なる推進を図るため、環境政策の中長期的な方向性を示す新たな計画を策定しました。



計画の位置づけ

第2次刈谷市環境基本計画は、国や県の環境基本計画を踏まえつつ、刈谷市環境基本条例に基づいて策定するものです。

また、「第7次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像『人が輝く 安心快適な産業文化都市』の実現に向け、環境面における指針となるものです。



計画期間

平成27年度から平成36年度までの10年間

計画の理念

刈谷市環境基本条例の基本理念に立脚します。

刈谷市環境基本条例の基本理念

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。



刈谷市環境キャラクター